

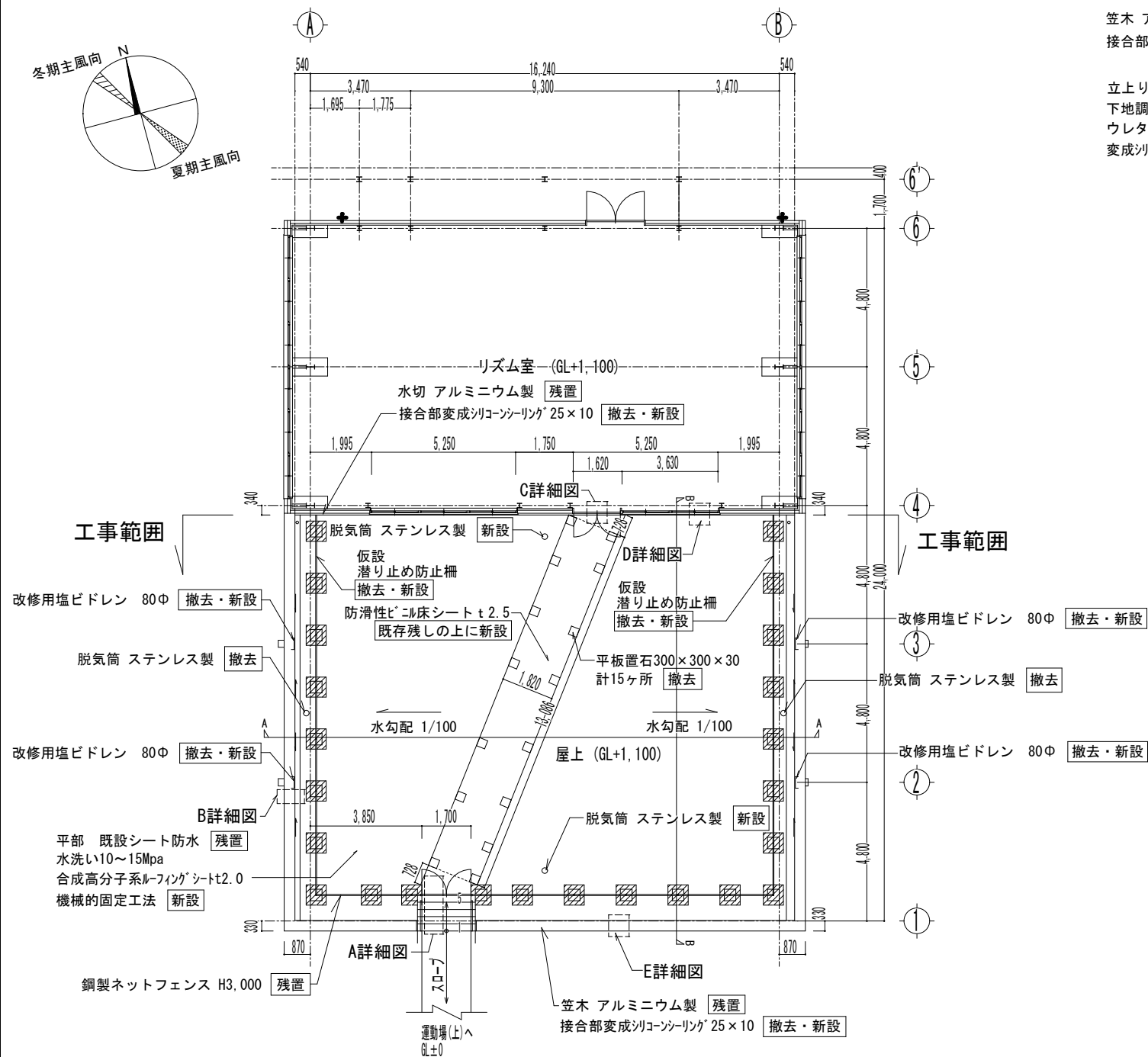
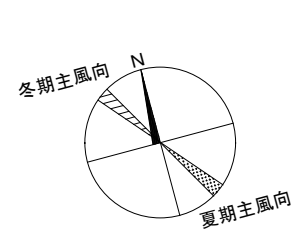
変更指示書

東京学芸大学(竹早)附属竹早小学校体育館屋上防水改修工事

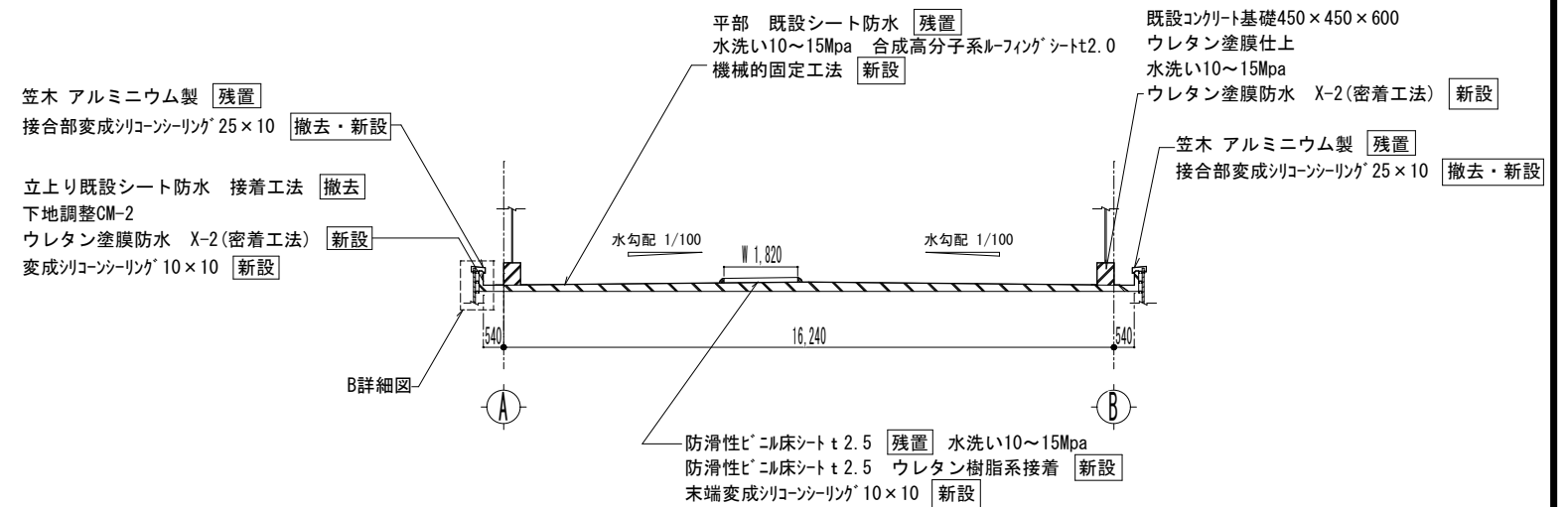
変更内容一覧

東京学芸大学(竹早)附属竹早小学校体育館屋上防水改修工事

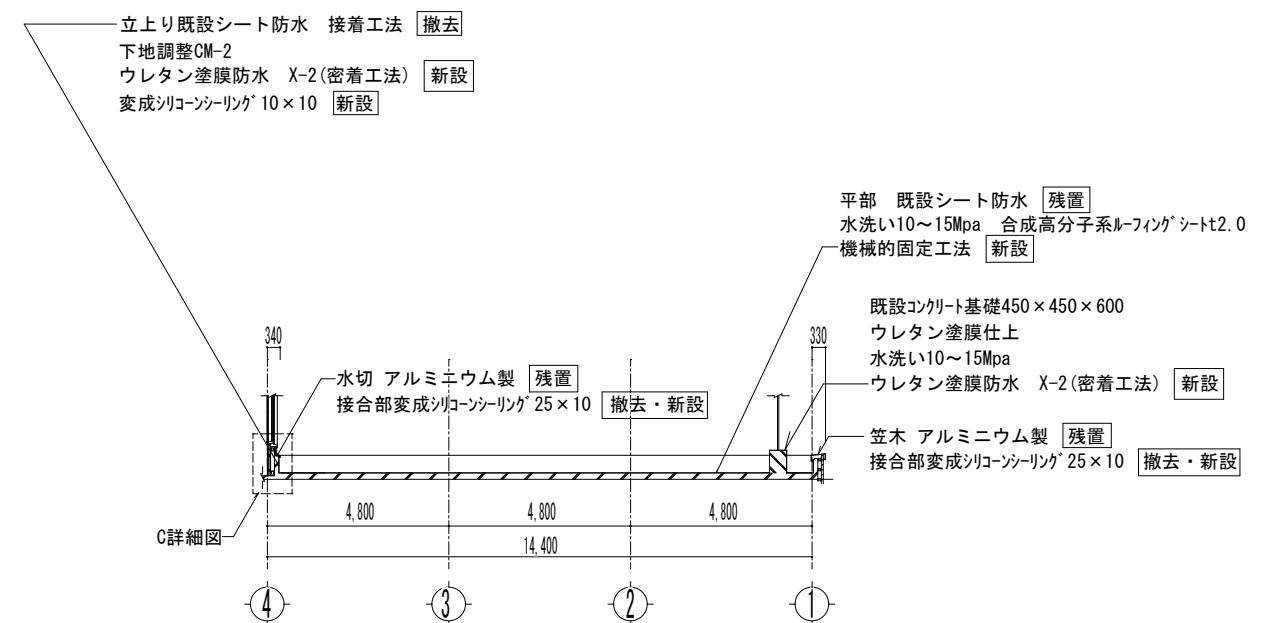
図面番号	変更内容
図- 02	追記:凡例 パラペット周りの電気配線について
図- 03	追記:A詳細図 階段平部防滑性ビニル床シートについて
現場説明書	二重線削除:8 その他(8) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について



2階平面図 S=1:200



A-A断面図 S=1:200



B-B断面図 S=1:200

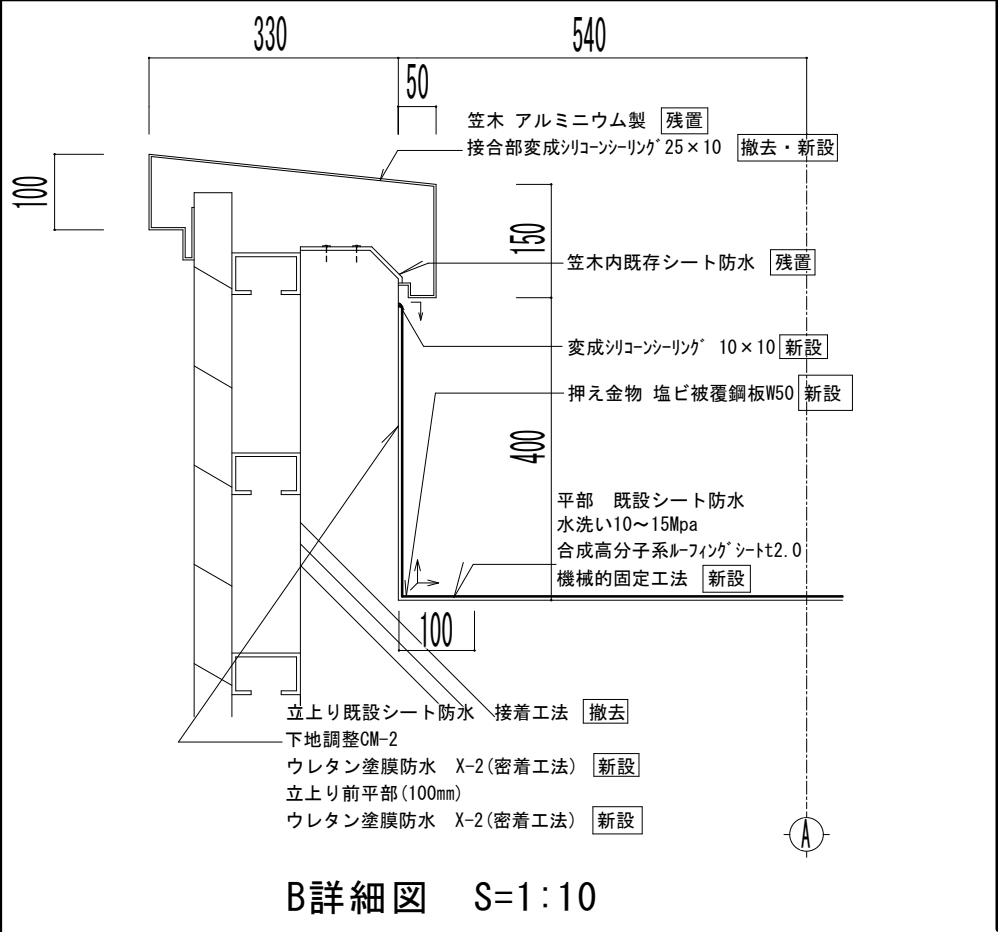
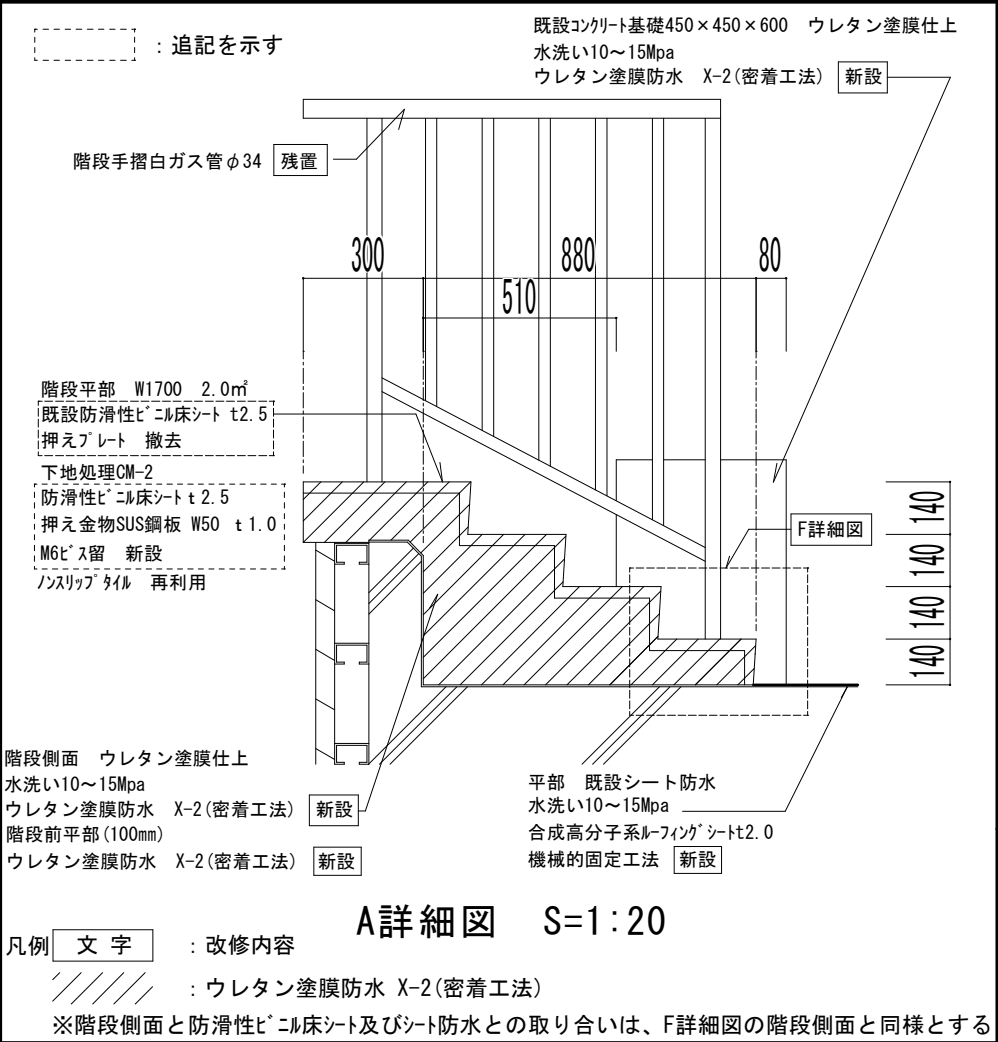
- 凡例
- 文字 : 改修内容
 - //// : ウレタン塗膜防水 X-2(密着工法)

※シート防水と塗膜防水の取り合いについては、シート防水の上に塗膜100mm以上重ねることとする

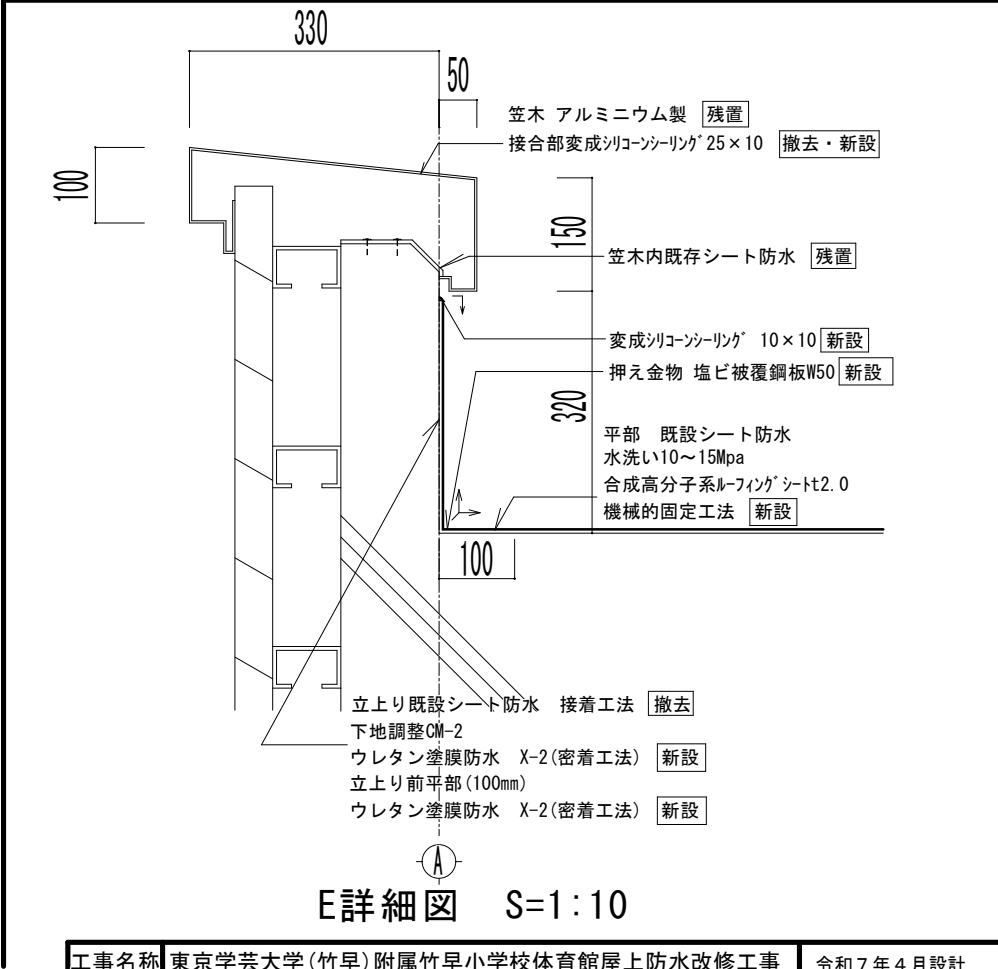
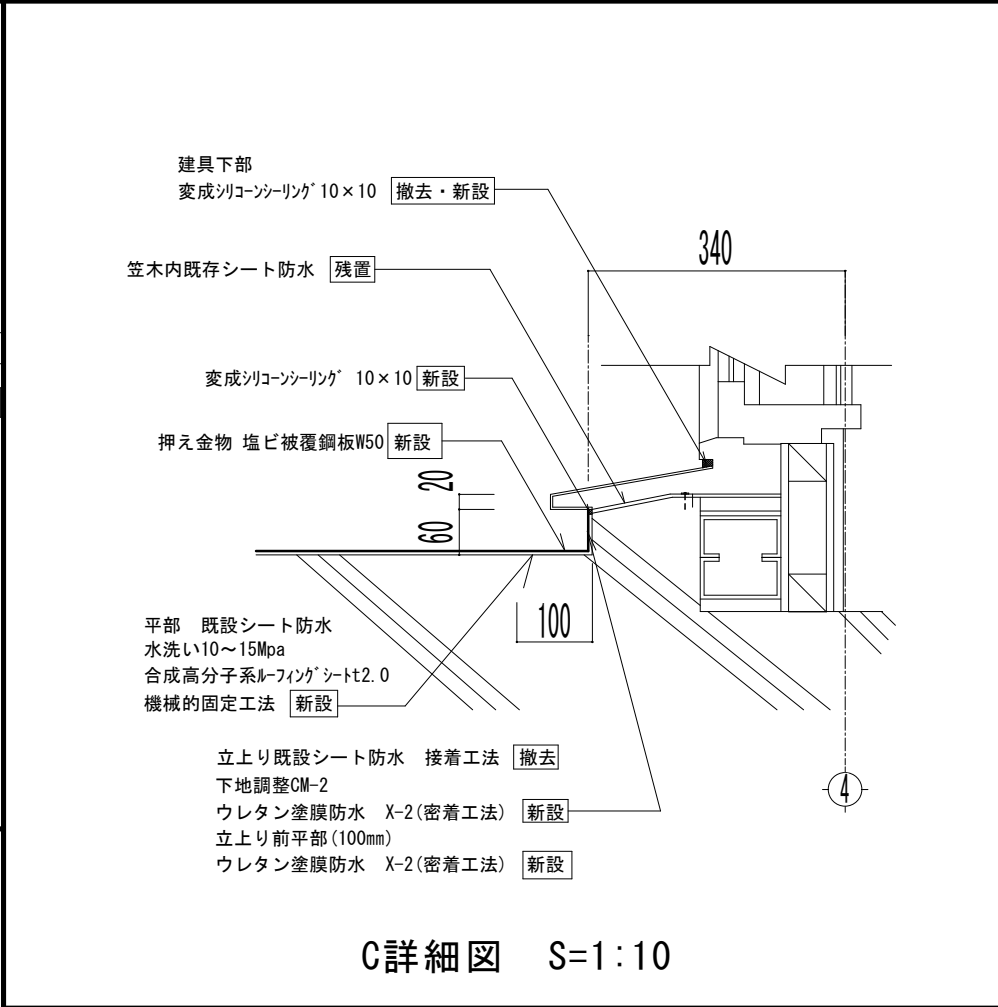
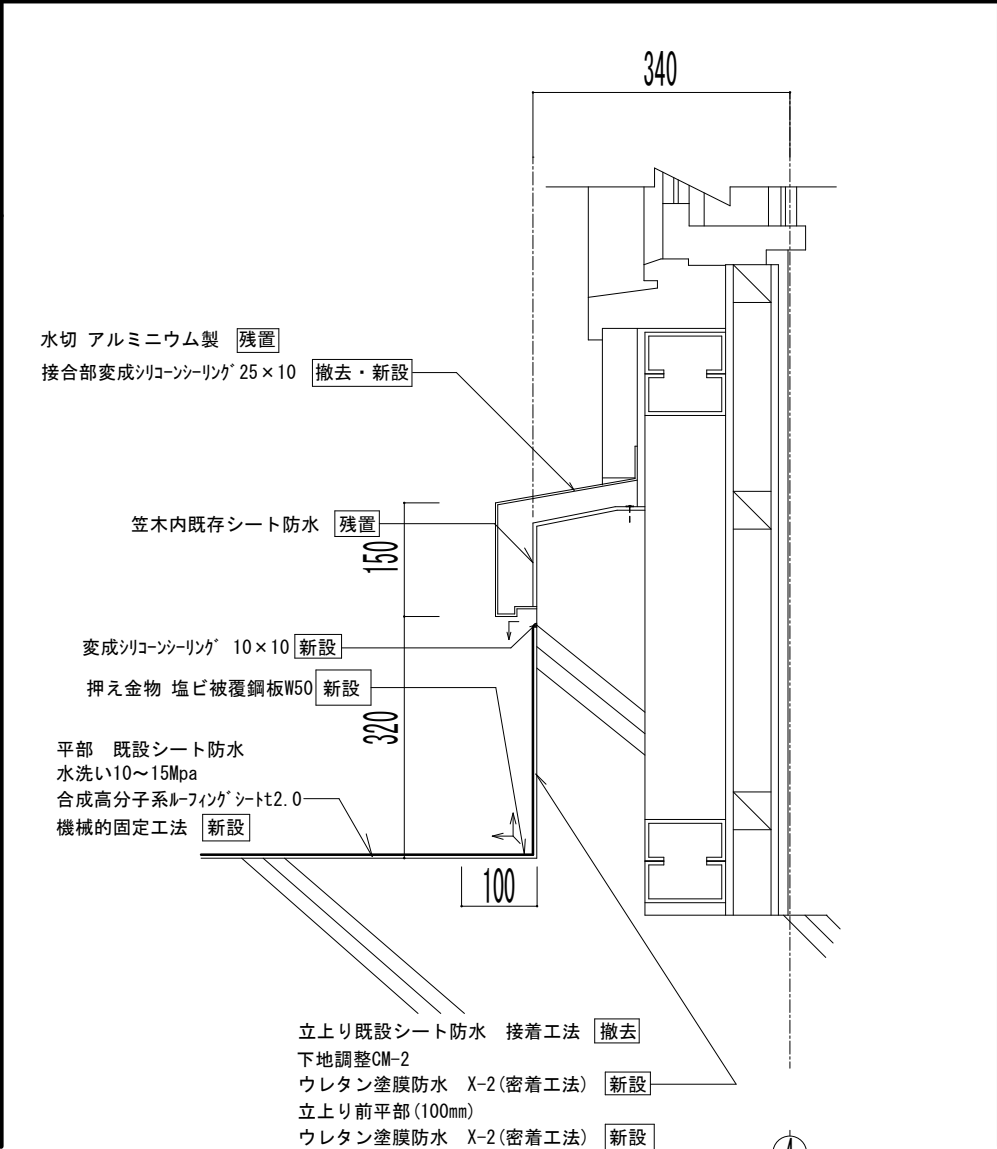
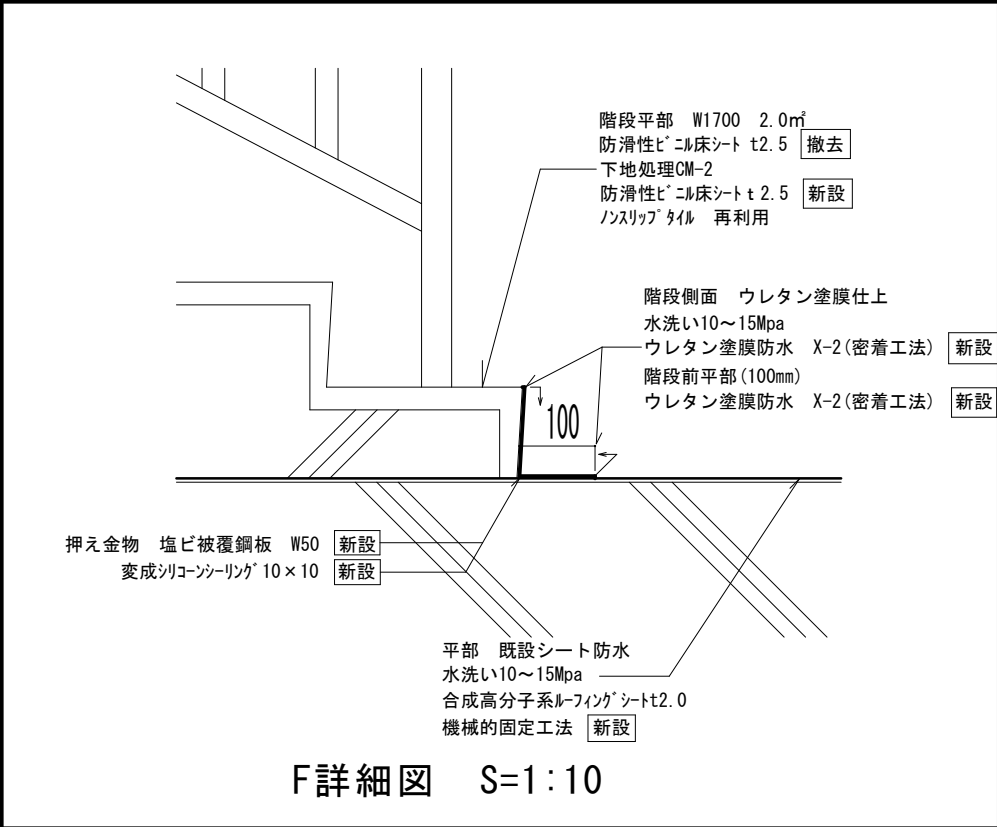
パレット周りの工事に支障となる電気配線については、フェンスに仮固定する。なお、工事完了後に復旧する。

----- : 追記を示す

工事名称	東京学芸大学(竹早)附属竹早小学校体育館屋上防水改修工事	令和7年4月設計
図面名称	2階平面図 S=1:200 断面図 S=1:200	N.O. 図-02
国立大学法人東京学芸大学 財務・研究推進部 施設課		



※シート防水と塗膜防水の取り合いについては、シート防水の上に塗膜100mm以上重ねることとする
立上りシート防水は、笠木下で撤去を行う



工事名称	東京学芸大学(竹早)附属竹早小学校体育館屋上防水改修工事	令和7年4月設計
図面名称	詳細図1 S=1:10 S=1:20	No. 図-03
国立大学法人東京学芸大学 財務・研究推進部 施設課		

(8) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「検査結果通知書」等における日付）とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることをいう。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

~~（9）建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の工事における取扱いについて~~

~~【専任特例1号の配置を認める場合】~~

~~① 本工事において、建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例1号」という。）の配置を行う場合は以下のア～エの要件を全て満たさなければならない。~~

~~ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。~~

~~イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。~~

~~ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例1号は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。~~

~~エ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が主木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。連~~